

第5章 介護保険事業に係る費用と保険料の算出

第1節 事業費算出の流れ

介護保険事業費および第1号被保険者介護保険料は、計画期間（令和3～5年度）における第1号被保険者数および要支援・要介護認定者数の見込み、さらに、介護サービスおよび地域支援事業にかかる費用見込みなどをもとに算定します。

1 財源

介護保険給付にかかる財源の半分は公費で、半分は第1号被保険者と第2号被保険者の保険料によりまかなわれています。このうち、第1号被保険者の負担割合は23%と定められており、介護保険料は所得などに応じて決めることになります。

2 算出方法

【事業費の見込み】	
①介護保険給付費（総給付費）	
+ ②特定入所者介護サービス費等給付額	
+ ③高額介護サービス費等給付額	
+ ④高額医療合算介護サービス費等給付額	
+ ⑤算定対象審査支払手数料	
<hr/>	
⑥標準給付費見込額	
⑥標準給付費見込額	
+ ⑦地域支援事業費	
<hr/>	
⑧介護保険事業費見込額	
⑧介護保険事業費見込額 × 23% = ⑨第1号被保険者負担分相当額	
【市町村ごとに異なる係数】	
⑨第1号被保険者負担相当額	
+ ⑩調整交付金相当額	
- ⑪調整交付金見込額	
+ ⑫市町村特別給付費等	
+ ⑬財政安定化基金負担額（拠出金見込額 + 償還金）	
- ⑭財政安定化基金交付額	
- ⑮介護給付費準備基金取崩額	
<hr/>	
⑯保険料収納必要額	
【第1号被保険者の保険料額の計算】	
⑯保険料収納必要額	
÷ ⑰予定保険料収納率	
÷ ⑱所得段階別加入割合補正後被保険者数	
<hr/>	
⑲保険料の基準額（年額）	

第2節 事業費の見込み

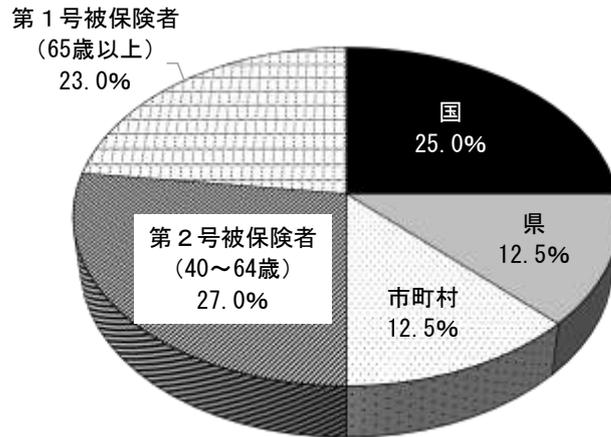
第3節 第1号被保険者介護保険料基準額

第4節 所得段階別保険料

第5節 財源構成

1 介護保険給付費の財源構成

介護保険の財源は国、県、市の負担金と第1号被保険者、第2号被保険者の保険料で賄われています。



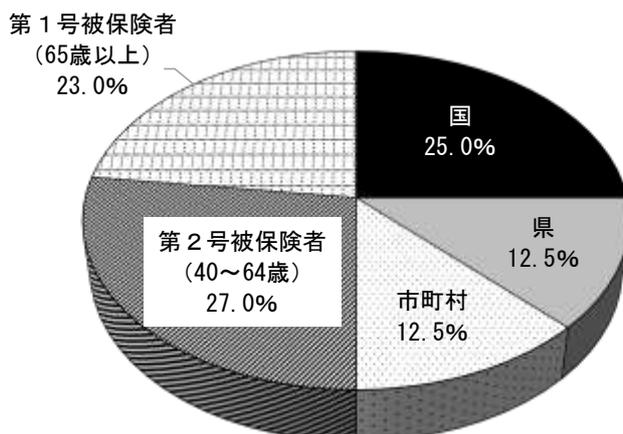
2 地域支援事業費の財源構成

地域支援事業には、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」「任意事業」があります。

「介護予防・日常生活支援総合事業」の財源構成は、介護保険給付費と同様に半分を公費(国が25.0%、県が12.5%、市町村が12.5%)で負担し、残りを被保険者の保険料(第1号被保険者(65歳以上の方)が23.0%、第2号被保険者(40歳から64歳までの方)が27.0%)で賄う仕組みとなっています。

「包括的支援事業」、「任意事業」の財源構成は、公費(国が38.50%、県が19.25%、市町村が19.25%)で負担し、残りを被保険者の保険料(第1号被保険者(65歳以上の方)が23.00%)で賄う仕組みとなっています。

<介護予防・日常生活支援総合事業の財源構成>



<包括的支援事業・任意事業の財源構成>

